

自閉症・情緒障がい特別支援学級に関するQ&A

質問1	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」とはどのような学級ですか。
回答1	<p>知的発達が遅れがなく、自閉症又は情緒障がいにより、通常の学級や特別支援教室での指導では十分な効果を得ることが難しい児童への支援の充実を図るための学級です。</p> <p>小集団（1学級8人以内で編成）で日常的に指導を行う固定の学級です。</p> <p>自立活動による指導を行い、教科の学習については通常の学級に準ずる内容を学習します。</p>

質問2	「自立活動」とはどのようなものですか。
回答2	<p>自立活動とは障がいのある児童が自分の力で生きていくために必要な知識や技能を学ぶ教育のことです。</p> <p>たとえば、体の動かし方や話し方、友だちと仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。</p>

質問3	「特別支援学級」と「特別支援教室」の違いは何ですか。
回答3	<p>「特別支援学級」とは、小・中学校の一つの学級として位置づけられており、設置されている学校に在籍して指導を受けます。現在、瑞穂町では瑞穂第一小学校に知的障がい特別支援学級が設置されています。</p> <p>「特別支援教室」は住所地のある学区域の学校に在籍し、校内にある在籍学級とは別の教室で週に数時間（原則2時間以内）その児童・生徒に応じた指導を受けます（教科指導は行いません）。</p>

質問4	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」は、現在の在籍校から通うことはできますか。
回答4	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」は特別支援学級のため、設置校である瑞穂第四小学校に在籍することになります。

質問5	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」は、通学区域を設けますか。
回答5	町内で1校設置するため、町内全域が対象となります。通学区域は設けません。

質問6	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に在籍することにより、どのような効果がありますか。
回答6	「特別支援教室」での指導では十分にその成果を挙げるのが難しい児童が「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に在籍し、日常的に指導を受けられることで、学習や生活上の困難の改善が図られると考えています。

質問7	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」での指導時間や内容はどのようになるのですか。
回答7	通常の学級に準じ、学年相応の教科学習を行います。 一部の教科を自立活動の時間に設定し、児童の障がいの状態や発達段階に応じて必要な内容を授業で行います。

質問8	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の対象はどのような児童ですか。
回答8	<p>小学校第3学年以上で、知的発達の全般的な遅れがなく、下記（１）～（３）のすべてに該当し、瑞穂町就学支援委員会から「自閉症・情緒障がい特別支援学級」での指導が必要であるとの意見を受けた児童が対象です。</p> <p>（１）瑞穂町立小学校に在籍している児童</p> <p>（２）全般的な知的発達の遅れがなく、以下の ①または②に該当する児童</p> <p>①自閉症またはそれに類する障がいで、他人との意思疎通および対人関係の形成が困難</p> <p>②主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が困難</p> <p>（３）特別支援教室における指導を受けたことがあり、巡回指導ではなく、特別支援学級在籍による指導が望ましいと判断された児童</p> <p>※（２）については所定の「医師診察記録」の提出が必要となります。</p> <p>※（２）①「自閉症またはそれに類する障がい」には高機能自閉症、自閉症スペクトラム障害（ASD）、アスペルガー症候群、広汎性発達障害が含まれます。</p>

質問9	自閉症スペクトラムの診断があり、学年相当の学習についていくことが難しい児童は、対象となりますか。
回答9	<p>質問にある状態だけでは対象とはならない可能性があります。</p> <p>まずは、学年相当の学習についていくことが難しい要因が上記項目8（2）に該当するものなのか、知的発達遅れや学習障害等のその他の要因によるものなのかを検討してください。</p> <p>そのうえで知的発達遅れがなく、上記項目8（2）が主な要因であり、自閉症またはアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害の診断がある児童の場合、年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるほか、名前を呼ばれたら気付いて振り向く、他人の考えや気持ちを理解し友達関係や信頼関係を形作るなど、一般にその年齢段階に要求される程度に至っておらず、対人関係の形成が困難であるような児童が対象となります。</p> <p>また、主として情緒が不安定になりその状態が続くような影響を与える心理的な要因による選択性かん黙等があり、他人と関わって遊ぶ、自分から他人へ働きかける、集団に適応して活動する、決まりを守って行動するなど、一般にその年齢段階に求められる程度に至っておらず、社会生活への適応が困難であるような児童が対象となります。</p>

質問10	学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）の診断がある児童は、対象となりますか。
回答10	学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）が主たる診断の場合は、特別支援教室での指導の対象となります。自閉症・情緒障がい障害特別支援学級（固定）の対象にはなりません。

質問11	自閉症スペクトラムの診断があり、登校渋り又は不登校の状態の児童は、対象となりますか。
回答11	まずは、在籍校の担任の先生と相談し、登校渋り又は不登校の原因を取り除いたうえで、学校での様子から上記項目8に該当するかを判断してください。 または、登校が困難な児童に対し開設しているスタディールームいぶきを利用し、そこでの様子から上記項目8に該当するかを判断してください。

質問 1 2	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に入るには、どのような手続きが必要ですか。
回答 1 2	<p>まずは、在籍校の担任の先生と「自閉症・情緒障がい特別支援学級」への転学について相談してください。その後、保護者の方から瑞穂町教育委員会へ電話で転学相談のお申込みをしてください。</p> <p>転学相談では、「医師診察記録」や「知能・心理検査の結果」などの必要書類を用意し、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の見学・体験を行った後に瑞穂町就学支援委員会に出席していただきます。この就学支援委員会で「自閉症・情緒障がい特別支援学級」での指導が必要であるとの意見を受けた児童が入級することができます。</p> <p>※令和5年度の転学相談では「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の見学・体験は行いません。</p>

質問 1 3	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」への転学相談の申込みは保護者が行えばよいのですか。
回答 1 3	<p>保護者の方から瑞穂町教育委員会（教育指導課指導係）へ電話でお申込みをしていただきます。</p> <p>ただし、転学相談の申込の前に必ず在籍校の担任の先生に転学の相談をしてください。</p>

質問 1 4	<p>「自閉症・情緒障がい特別支援学級」への転学相談ではどのような書類を用意する必要がありますか。</p>
回答 1 4	<p>転学相談では、在籍校や瑞穂町教育委員会で作成する書類のほか、保護者の方には「医師診察記録」や「知能・心理検査の結果」を用意していただきます。</p> <p>上記項目8の対象に該当するか判断するための資料となるため、必ず現在の児童の実態が反映されているものが必要となります。</p>

質問 1 5	<p>「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に入級した後、「通常の学級」に転学することはできますか。</p>
回答 1 5	<p>障がいによる課題等の改善が見られると判断された児童は通常の学級へ転学します。</p> <p>転学に際しては、児童への負担を考えながら、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」のある在籍校、住所地のある学区域の小学校と保護者で相談し検討します。</p> <p>児童の状況を個別に検討しますので、一律の基準はありません。</p> <p>なお、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の指導は、困難さや苦手さを主体的に軽減・克服するために必要な知識、習慣などを養うことで、通常の学級に学びの場を移すことを目標としています。</p>

質問16	瑞穂町以外で「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に通っていた児童が転入した場合は入級できますか。
回答16	<p>転入後、瑞穂町就学支援委員会で「自閉症・情緒障がい特別支援学級」での指導が必要であるとの意見が必要となります。</p> <p>転入時には、通常の学級に在籍した後、在籍校に「自閉症・情緒障がい特別支援学級」への転学を相談してください。</p>

質問17	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」から通常の学級への転学は、特別支援学級と同じ学校の通常の学級になりますか。それとも、学区域で定められた指定校の通常の学級でしょうか。
回答17	<p>原則として、住所によって定められた指定校の通常の学級となります。</p> <p>ただし、教育委員会が定める指定校変更 審査基準の事由に該当し、希望校の学校施設の収容状況等に問題がない場合は、指定校変更の申請をお受けします。</p>

質問18	小学校1・2年生は対象とならないのですか。
回答18	<p>就学前から困難さを抱える児童について、それが発達障害によるものか、小学校低学年の段階では見極めが難しいとされています。</p> <p>そこで、転学については、自我意識や自尊心が芽生えると言われる中学年で検討することが相当であると考へ、小学校3年生以上を対象としました。</p> <p>瑞穂町では、自閉症・情緒障がいの児童について、通常の学級で小学校生活をスタートし、児童の成長とともに困難の改善・克服の視点を明らかにするようにします。</p>

質問19	中学校では開設しないのですか。
回答19	<p>中学校で開設しない理由については、進学や将来の自立と社会参加を考へ、自閉症・情緒障がい障害特別支援学級（固定）における指導を小学校中・高学年に焦点化したためです。</p> <p>中学校からは通常の学級で学び、必要に応じて特別支援教室を利用しながら、共生社会の一員として、自立し社会参加する資質を養っていきます。</p>

質問20	学級の編成は、学年で分けるのですか、障がいの程度によるのですか。
回答20	児童一人一人の特性、人数、学年に応じて編成します。 個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図るため、異学年による学習活動を取り入れていきます。

質問21	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の見学はできますか。
回答21	令和5年度中は、開設準備中のため見学はできません。令和6年度以降、見学のご案内が可能となります。

質問22	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の指導はいつから開始されるのですか。
回答22	小学校の通常の学級と同じ時期からの開始になります。

質問23	各教科で教科書は使用して学習するのですか。
回答23	通常の学級と同じく、主たる教材として教科書を使用します。 児童の特性に応じて、学習内容の精選を図っていきます。

質問24	ソーシャル・スキル・トレーニングなど、自閉症等の状態に応じたアプローチはありますか。
回答24	児童の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の指導を取り入れていきます。 また、児童の進学や将来の自立と社会参加を考え、通常の学級との交流及び共同学習をできる限り充実させていきます。 「自閉症・情緒障がい学級」では、自立活動の指導、各教科の指導、交流及び共同学習の3本の柱を基本として、教育課程を編成します。

質問25	教科の指導は個別対応になりますか、下学年の児童に合わせた一斉指導になるのですか。
回答25	<p>児童一人一人の理解の仕方やペースに合った学びと学び方を重視します。</p> <p>指導に当たっては、児童の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に努めながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図っていきます。</p> <p>協働的な学びの場面では、どの児童もできる楽しさ・分かる楽しさ・認められる楽しさが味わえるように指導することを大切にします。</p>

質問26	教員は何名配置されるのですか。
回答26	<p>学級数によって異なります。</p> <p>例えば1学級で3人以上の児童（生徒）が在籍している場合、2人の教員が配置されます。</p>

質問27	「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に在籍する場合、就学奨励費の対象になりますか。
回答27	他の障害種別の特別支援学級と同様に就学奨励費の対象となります。

質問28	保護者の送迎は必要でしょうか。
回答28	通学の安全性等を考慮し、通常の学級の学区外の住所地の児童は保護者等による送迎を原則とします。

質問29	自転車での通学はできますか。
回答29	自転車での通学はできません。

質問30	車での送迎はできますか。
回答30	車での送迎は可能です。